

別表第9(第2条関係)

仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額は、次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額

ア 一戸建て住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,500円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,700円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	7,800円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	9,400円
イ ア以外の住宅	当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	4,300円
	当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	8,200円
	当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	13,300円
	当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	15,900円
	当該部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	22,300円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,300円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	50,100円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	68,900円